

# 大野市地域生活支援事業実施規則

(平成18年10月1日規則第32号)

改正 平成25年3月18日規則第3号  
平成26年2月10日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）がその有する能力及び適性に応じ、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規定による地域生活支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(市が実施する事業の種類)

第2条 市が実施する事業の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 理解促進研修・啓発事業
- (2) 自発的活動支援事業
- (3) 相談支援事業
- (4) 成年後見制度利用支援事業
- (5) 成年後見制度法人後見支援事業
- (6) 意思疎通支援事業
- (7) 日常生活用具給付等事業
- (8) 手話奉仕員養成研修事業
- (9) 移動支援事業
- (10) 地域活動支援センター機能強化事業
- (11) 訪問入浴サービス事業
- (12) 更生訓練費給付事業
- (13) 知的障害者職親支援事業
- (14) 日中一時支援事業
- (15) 生活サポート事業
- (16) 社会参加支援事業
- (17) 障害程度区分認定等事務

(18)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(対象者)

第3条 事業の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者でその者又はその者の保護者が市内に居住地（居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、現在地。以下同じ。）を有するものとする。ただし、前条第10号に定める事業については、この限りでない。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者
- (2) 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた児童
- (3) 県から療育手帳の交付を受けた者又は療育手帳の交付を受けていない児童で、早期の療育が必要と市長が判断したもの
- (4) 精神保健及び精神障害福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者を除く。）
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条で定める特殊の疾病であって、障害の程度が法第4条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める程度である障害者等
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に認めたもの

2 前項に規定するもののほか、同項各号のいずれかに該当する者で、法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者であって同項に規定する特定施設への入所前に有した居住地（同項に規定する継続入所障害者にあつては、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地。以下「住所地特例地」という。）が市内であるものは、事業の対象とする。

3 第1項の規定にかかわらず、住所地特例地が他の市町村の区域内である者は、事業の対象としない。

(利用の申請)

第4条 事業（知的障害者職親支援事業を除く。次条において同じ。）を利用しようとする者又はその保護者は、市長に申請をしなければならない。

2 前項に規定する申請に当たっては、市長が必要と認める書類を添付するものとする。

(利用の決定)

第5条 前条第1項の規定による申請があったときは、市長は、事業の種類ごとに月又は年を単位として12月を超えない範囲において、事業のサービス（以下「地域生活支援サービス」という。）の量を定め、利用の決定（以下「利用決定」という。）を行うものとする。

2 市長は、利用決定に当たり、地域生活支援サービスの提供事業者及び提供場所を指定することができる。

（利用決定の変更）

第6条 利用決定を受けた者（以下「利用者」という。）又はその保護者は、現に受けている利用決定に係る事業の種類、サービスの量その他別に定める事項を変更する必要があるときは、市長に対し、当該利用決定の変更の申請をすることができる。

2 市長は、前項の申請により、必要があると認めるときは、利用決定の変更の決定を行うことができる。

（利用決定の取消し）

第7条 市長は、次に掲げる場合には、利用決定を取り消すものとする。

(1) 利用者が地域生活支援サービスを受ける必要がなくなったと認められるとき。

(2) 利用者が他の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認められるとき（住所地特例地が市内であるときを除く。）。

(3) 前2号に掲げるもののほか、利用申請に対し虚偽の申請をした等不正行為が認められるとき。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第3号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第3号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

## 大野市地域生活支援事業利用（変更）申請書

大野市福祉事務所長 様

申請書提出者 住 所  
氏 名 ⑩

大野市地域生活支援事業実施規則第4条（第6条）の規定により、下記のとおり申請します。

### 記

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名	個人番号： 〒		
	居住地		電話番号	— —
支給申請に係る児童氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
		個人番号：	続柄	
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神保健福祉手帳番号
確認事項	所得状況について地方税法の規定に基づく課税台帳等により確認されることを承諾します。			

他のサービス利用の状況	障害福祉サービス	障害程度区分	有・無	区分 1・2・3・4・5・6	有効期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
		利用中のサービスの種類と内容等				
申請する支援の内容	介護保険	要介護認定	有・無	要介護度	要支援（ ）・要介護	1 2 3 4 5
		利用中のサービスの種類と内容等				
申請する支援の内容	種類	<input type="checkbox"/> 移動支援事業 <input type="checkbox"/> 訪問入浴サービス <input type="checkbox"/> 日中一時支援事業 <input type="checkbox"/> 生活サポート事業 <input type="checkbox"/> 地域活動支援センター				
	内容	支給量等 ----- 利用希望事業所名				